



主役は あなたの 一票です

7月29日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です

第21回参議院議員通常選挙は、7月29日(日)が投票日です。
わたしたちの未来を、少しでもより良いものとするために、棄権することなく必ず投票に行きましょう。

期日前投票及び不在者投票

期間 7月13日(金)～
7月28日(土)
時間 8時30分～20時

投票日

7月29日(日)
7時～20時

開票(場所)

7月29日(日) 21時～
(桂川町住民センター)

告示日

7月12日(木)

投票ができる人

- ① 昭和62年7月30日までに生まれた日本国民
- ② 平成19年4月11日までに転入届をし、引き続き町内に住所を有している人
- ③ 公民権停止等の欠格事項に該当しない人

以上の要件をすべて満たし、桂川町の選挙人名簿に登録されている人です。

投票の方法

今回の選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙があります。投票の順序は、先に選挙区選挙の投票を、次に比例代表選挙の投票を行います。

期日前投票及び不在者投票

投票日に仕事やレジャーで投票に行けない人は、「期日前投票所及び不在者投票所」で事前に投票ができます。投票所入場整理券が届いていれば、投票の際に必ずお持ちください。場所は、役場2階(201会議室)です。(入場券は、はがきで各個人宛に郵送します)

指定施設での不在者投票

不在者投票ができる病院、老人ホームなどに入院(入所)している人は、その病院・施設で投票することができます。手続きの方法については、入院(入所)している病院・施設にお問い合わせください。

郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、若しくは戦傷病者手帳の交付を受けている人、又は介護保険法の要介護者(いずれも一定の要件が必要)で、郵便投票証明書の交付を受けている人は、自宅から郵便で投票することができます。郵便投票証明書を添えて7月25日(水)の午後5時までに選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。

※ 事前に郵便投票証明書の交付を受けることが必要です。

お早めに選挙管理委員会までご連絡下さい。

選挙に関するお問い合わせ

選挙管理委員会(桂川町役場 総務課内) ☎65・1100